

## 社会保険 Q&amp;A

## 「教えて城間先生!!」

Vol.20

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、月の途中で2回退職した場合の  
健康保険料の徴収についてです。



従業員

Q 1

私は、長年勤めていた会社 (A) を2月1日付で退職、同月の2日に他会社 (B) に就職しました。しかし諸事情でその会社も同月の20日に辞めることになりました。さらに同月の21日に現在の会社 (C) に就職し、いま在職しています。2月の私の健康保険料はどこで徴収されるのでしょうか？

A 1



城間先生

健康保険の保険料額は「各月につき定める額とし（健保法156条1項）、**前月から引き続き被保険者**である者が資格を喪失した場合は、その月分の保険料は算定しない」（健保法156条3項）としています。したがって相談者の場合、A社では前月（1月）から2月1日まで引き続き被保険者であったのですから、被保険者の資格を喪失した2月分の保険料は徴収されません。

Q 2

分かりました。そうするとB社、C社の保険料はどうなるのでしょうか？

A 2

新たに採用されたB社では2月内に**被保険者資格を取得**かつ喪失していますので、2月の1か月分が徴収されます。C社においても、2月に**被保険者資格を取得**していますので、この場合も、2月の1か月分が徴収されます。これによりB社における保険料、C社における保険料、両方が発生し、1カ月のうちに保険料は2か月分徴収されることになります。

毎月の保険料は月単位で計算されます。**被保険者資格を取得した月は**、加入期間が1日でも、1か月分の保険料を納めます。つまり、日割り計算はされません。

したがって、同じ月内に被保険者の資格と喪失があった場合は、それぞれ1か月分の保険料を徴収されることになります。

それは年金とは異なり、健康保険は短期の保険であり医療保険であるため、1日でも被保険者であれば給付が伴います。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

### 社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）・29日（金）

4月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

毎週金曜日  
各午後1時から  
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

